

<今号の内容>

1. 社会福祉法人への非課税堅持を要望

～自民党「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」ヒアリングに出席～

2. 社会福祉法人改革について本会の意見を申し入れ

～経営組織の在り方等をめぐり厚生労働省福祉基盤課と意見交換～

1. 社会福祉法人への非課税堅持を要望

～自民党「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」ヒアリングに出席～

11 月 14 日（金）、自民党厚生労働部会のもとに新たに設けられた「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」にてヒアリングが行われ、高岡國士会長、武居敏副会長、磯格彰副会長が出席した。

同プロジェクトチームは、社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法改正をも視野に入れた社会福祉法人制度の見直しに向けた議論が行われていることを受けて設置されたもの。

高岡会長は、社会福祉法人制度の改正にあたっては、自律的かつ安定的な法人経営が確保される仕組みとするために、評議員会必置等のガバナンス強化、公益活動の実施による高い公益性の発揮、財務諸表をはじめとする情報公開の一層の促進による透明性の確保などについてしっかりと取り組んでいくとの姿勢を示したうえで、社会福祉法人制度の根幹を揺るがしかねない法人税課税問題について非課税堅持を強く求めた。

本会のほか、全国身体障害者施設協議会、日本知的障害者福祉協会、全国児童養護施設協議会が出席し、それぞれの立場から、非課税堅持等同様に意見を述べた。

出席議員からの意見、質疑の内容については以下のとおり。（文責：事務局）

西田参議院議員

- ・法人税の課税について、法人の経営が非常に厳しいから非課税を堅持して欲しいというが、儲かってない、損益ギリギリの事業者には法人税はかからない。そのため、課税されると事業経営が苦しくなると言われても、説得力に欠ける。
- ・社会福祉法人は非課税だからこそ、規制が強くて事業がやりにくいこともあるのではないかと。課税されることにより規制がなくなり、事業が実施されやすくなるのではないかと。

こうづき

上月参議院議員

- ・災害多発の時代においていざという時のため、内部留保を貯めたいという気持ちは分か

る。しかし、職員の給与を上げることに内部留保を使ってほしい。新たな事業をする、地域貢献活動をするとなると給与も上がらないまま職員の負担はますます大きくなる。

- ・内部留保については、措置時代からの蓄えもあるのではないか。

山下衆議院議員

- ・イコールフッティングというが、そもそも株式会社と社会福祉法人は全然イコールではない。(経営協作成パンフ「地域の安心・安全を支える社会福祉法人」の) 対比表の通り、さまざまな規制があり、これを甘んじて実施していることに対して非課税という措置が取られている。もちろん公益性が不透明であるなど改善点はある。
- ・地域公益活動を実施することは良いが、具体的な像を出さないといけない。厚労省も具体的な取り組みを打ち出していただきたい。

高岡会長

- ・法人税について、損益ぎりぎりの事業者にはかからないことは理解しているが、一度国税である法人税が課税されれば、次は固定資産税にという話になりかねない。そうになると社会福祉法人は多くの土地、建物を持っており、ほとんど法人の経営は成り立たなくなる。
- ・内部留保については、一律にすべての介護事業経営法人が貯めているわけではなく、例えば、地域密着型特別養護老人ホーム等では、経営に余裕はない。
- ・人材確保については、介護人材だけで 100 万人不足するとされている。法人としても相当の覚悟を決めて、給与を上げて確保しないとといけないと考えている。これから一番大事なのは、人材確保の問題である。

日野会長

- ・イコールフッティング論について、社会福祉法人は規制の下で事業をおこなっているが、株式会社はその規制がない。そもそもの役割が異なり、イコールフッティングは成り立たないと考えている。
- ・公益性の観点からも、これからはそれぞれの社会福祉法人が中有長期計画を発信することで、事業を行っていくことが必要である。
- ・内部留保問題についても、新聞で取りざたされているが、社会福祉法人のわずか 2% 程度による調査結果を基にした報道もある。実態をよく見て欲しい。

藤野会長

- ・社会的養護の分野ではまだ法人からの持ち出しで事業を成り立たせている慈善事業のような法人もある。十把一絡げに議論すべきではない。儲かる儲からないの話ではなく、子どものために事業を行っているかを指標とすべき。

橘会長

- ・そもそも、障害者のケアは、まずは国の責任で実施するのが原則であり、そこに課税

するというのはおかしい。

岩井福祉基盤課長

- ・社会福祉法人は公益性、非営利性の高い法人であり、更にそれらを高めるために法人改革をし、余剰財産の明確化、ガバナンスの強化、地域公益活動の義務化などを進めていく。ただし、これらを進めていくうえで、非課税措置は必要であると考えている。

木村参議院議員

- ・児童養護と介護保険はきっかりと分けるべき。
- ・持分がないはずの法人が売買されていることが問題になっているし、財産が国庫にされるとなっているが、実際に国庫に帰属された例があるのか。
- ・「課税になったら人を雇えない」という発言は、我われに対する恫喝じゃないか。なぜ（内部留保が）残るのかというと、人件費に使ってこなかったからではないのか。
- ・介護保険のところは、イコールフットィングであるべきである。
- ・これから公益的な活動をやりますというのは、今までやっていなかったという意味ではないのか。

宮澤衆議院議員

- ・社会福祉法人の透明性の措置をきちんとした上で、非課税は維持すべき。
- ・介護保険は、営利性と非営利性のダブルスタンダードでいい。介護保険制度導入の際もこれらが共存することを認めて株式会社の参入を認めたと理解している。
- ・営利法人は都会に入ってくるが、山間部には入らない。そこは社会福祉法人が担っている。

清水衆議院議員

- ・事業分野によって状況が違ふ。社会福祉法人をまとめて議論すると実態から乖離した話となってしまう。
- ・社会福祉法人がやっていることを、株式会社と同等にすべきではない。
- ・規制改革会議の指摘など、一部の見解のみをもって議論すべきでない。社会福祉事業、社会福祉法人全体をどうするか議論すべき。

堀井参議院議員

- ・社会福祉法人の必要性はこれまで以上に大きくなると考えている。公益性や透明性をしっかりと国民に説明し、理解と信頼を得ていくことが重要である。

磯副会長

- ・法人売買については、ごく一部であり、そもそも法的に禁止されている。
- ・なぜ我われが非課税なのかと言えば、税以上の価値あるものを生み出すことが期待されているからであると考えている。最近は地域課題が多様化し、それらに対応することが必要であるが、これまでは外部に資金を流出してはならないというルールがあっ

た。法人経営の実態をはっきりさせるために、透明性を高め、ガバナンスを強化することに取り組む。

藤野会長

- ・児童養護と介護保険を分けるという話があったが、社会福祉法人はさまざまな事業を法人として実施している。

日野会長

- ・内部留保を持つことが問題とは考えていない。それをどのように地域社会に還元するかが重要と考えている。

木村参議院議員

- ・社会福祉法人と言いながら、社会福祉事業をやっていないところがある。そのような法人がどれくらいあるのか示してほしい。

今回のプロジェクトチームは、11月19日（水）に開催され、団体からのヒアリングが行われる予定。

2. 社会福祉法人改革について本会の意見を申し入れ

～経営組織の在り方等をめぐり厚生労働省福祉基盤課と意見交換～

11月14日（金）、厚生労働省社会・援護局 岩井勝弘福祉基盤課長に対し、社会保障審議会福祉部会において論点となっている、法人経営組織のあり方、地域公益活動について本会としての考え方を申し入れ、意見交換を行った。

本会が申し入れた考え方等は以下のとおり。

【社会福祉法人の経営組織の在り方について】

○評議員・評議員会に関する事項

1. すべての社会福祉法人について評議員会を必置とし、これを議決機関とする。
2. 評議員会の議決を要する事項は、下記による。
 - ① 役員（理事・監事）の選任・解任
 - ② 決算、基本財産の処分
 - ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - ④ 定款の変更
 - ⑤ 残余財産の処分
 - ⑥ その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
3. 評議員会は、年1回の開催。
4. 評議員の選任は、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成（親族、当該法人職員、公務員等の制限）を定款に定めた上で評議員会にて行う。（解任についても評議員会）
5. 評議員は、理事・監事を兼ねることができない。

6. 評議員の定数は、理事定数を超える数とする。

○理事・理事長・理事会に関する事項

1. 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事及び業務執行理事の選任、解任を行う。
2. 理事の選任区分（地域の代表者、学識経験者等）は定めない。

○その他

1. 役員報酬については、定款または規程等に定めた上で支払うことができるように明確化を図る。
2. 本部事務局に係る経費等の法人経営に要する費用については、各事業の収支差額の範囲内等の制限に拠ることなく、必要経費として認められる仕組みとする。
3. 小規模な法人の負担を勘案した仕組み（理事3名・評議員4名以上）とする必要がある。
4. 地域の意見を経営に反映するための仕組みについては、別途の検討が必要である。

【「地域公益活動」の条件について】

○地域公益活動の要件として示された3つのうち、3つ目に挙げられている「公的制度による給付の対象となっていないこと」については、まったく「給付の対象となっていない」ことを要件とすべきではない。

- ・「公的制度による給付の対象となっていないこと」は、「公的制度による給付がない、あるいは不十分であること」とすべきである。
- ・「公的制度」で給付があることは、必ずしも事業の採算性を担保するものではない。
- ・現に、保育所における障害児の受け入れに対する補助や、特養における低所得者軽減制度は、自治体による差があるが、いずれもその実施に必要な費用の一部のみが行政による補助の対象となっており、一定の法人負担が必要となるしくみにより行われている。
- ・また、自治体が先駆的な取り組みを促すために初期経費あるいは事業費の一部を補助する仕組みや、法人が独自に始めた取り組みに対して自治体が補助・助成をする仕組みがつけられると、当該事業が「地域公益活動」から除外されることとなり、適切ではないと考える。（配食サービスやサロン活動、移送サービス等）

【財務規律における地域公益活動の位置づけについて】

○再投下対象財産の再投下計画において、社会福祉事業に優先して地域公益活動を位置付けるという優先順位付けをすべきではない。

- ・「再投下対象財産を保有する法人は、（中略）「地域公益活動」を計画的に実施することとし、その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業または公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下することとする。」という記述は、「地域公益活動」を計画的に実施すること、並びに、「地域公益活動」以外の社会福祉事業または公益事業により供給され

る福祉サービスの充実に」とすべき。

- ・さらに言えば、第4回部会で確認した再投下計画の対象としている「人材への投資」も同様に並列とすべき。
- ・地域におけるニーズを反映し、地域の福祉向上に資する取組であるかどうか、ということが最も優先すべき指標であり、地域のニーズにおいては、社会福祉事業の拡大、新設が最も重要である場合があることは容易に想定できる。
- ・現在、地域に不足するサービスへの積極的な事業拡大、新規参入に及び腰である法人がある状況について、その姿勢が改められ、当該地域に不足している福祉サービスの整備が進むことは、当該地域にとっても有益である。
- ・たとえば、待機児童が多くいる地域における保育所の拡大・増設や、定期巡回随時対応訪問サービスや小規模多機能型居宅支援事業など高齢者の在宅サービスの拡大などはその最たる例として考えられる。

上記の要望を基に意見交換を行った。岩井課長の発言を中心に意見交換の内容について以下に報告する。

○「地域の意見を聞く仕組み」について

- ・評議員会は経営の内容を説明する場となるので、法人のガバナンスに利用者関係者を入れるのはどうかという思いがある。そこで、これまでの評議員会の役割を任意機関である運営協議会が担ってはどうかという考えである。
→常設の機関に限らず、アンケートや利用者との家族会との意見交換などをやっている実績もある。いろいろな方法を幅広く認めてはどうか。(浦野委員長)
- 既存の協議会を信用しないのであれば、各自治体で設置している地域福祉計画策定の協議会と連携して、地域公益活動の必要性を見てはどうか。(磯副会長)

○理事会・評議員会について

- ・租税特別措置法では、他の公益法人も理事定数はすべて6名。これを緩めると、さかのぼって非課税分を返金しろという話になりかねない。
- ・理事定数については、財務省とのやりとりもあり、がんじがらめになっている。小規模法人への配慮についても、理事定数の変更は難しい。
- ・評議員会については、小規模法人への配慮をした経過措置を考えている。
→経営協会員法人も小規模の保育所経営法人が多い。保育所は事務職員の配置がなく、事務仕事を園長がやっている。負担感が大きく、国として制度的な対応もしないと、無い物ねだりのようになってしまう。(高岡会長)

○地域公益活動について

- ・地域公益活動については、部会でも再度議論をするが、地域公益活動にはイコールド・フットイング論に対する答えという意味合いがある。株式会社やNPOと何が違うのか、答えを出さなくてはならない。そのため、公費との関係をはっきりさせたいことから公的給付を受けていないことを要件としている。
- ・一方で、財務省は地域公益活動を、公費が入っている事業のみとすべきと主張してい

る。介護報酬から生じた余剰資金は国庫返納または公費が入っている事業のみに使えという主張であり、一部の政治家も同じ主張である。

- ・こちらからは、同じ事業に戻すというのは、進歩が無いのでは、と反論している。
- ・地域公益活動は、社会からの関心が高い。そのため、何でもいいとは言えず、ある程度のカテゴリーは決めなくてはいけない。一方で、所轄庁が活動を止めるようなことにはしたくない。
- ・余裕財産のすべてを地域公益活動に使えというつもりはない。仕組みは整理し直しているので、また部会で議論いただきたい。
- ・再投下計画の仕組みについて、法人、行政、世論それぞれの考え方の溝は深い。世論はガバナンスを厳しくしろ、行政は承認手続き（チェック）が難しいと言う。
このバランスを取ればこの法人改革は完成する。
→地域公益活動を限定列举方式にするのではなく、かといって法人が独善的に決定する仕組みにすべきでもない。地域社会でオーソライズされたものを行政が追認する、という仕組みとすべき。（浦野委員長）
- ・世の中が（社会福祉法人に限らず）統制的になっている。財務省などは社会福祉法人に対して、自由に事業をさせた結果、内部留保がたまり、国民に不利益がでていると主張し、措置時代に戻すかのような話をしている。準公共であるならば、規制を厳しくする、それが嫌なら株式会社がやれ、という発想。我われとしては、その間に落とししていきたいと考えている。
- ・社会福祉法人を二分するような話がでているが、公益性のない法人は撤退すべきもしくは課税すべきという考え方の議員は多い。課税されて規制だけ残るなんてことはあり得ないので、課税したら社会福祉法人もなくなるという状況をわかっている人は少ない。
→我われの経営の自由度を高め、同時に、ガバナンスと透明性を高めて、情報を公開することで、実施することを認めてもらう、ということにしないと、国民のムードに答えられないのではないか。（磯副会長）

○監査について

- ・監査についても、行政監査は重箱の隅を見るのではなく、基本的な法令、会計の部分を見る。
- ・会計監査人については、社会福祉法人に無理のない（負担の少ない）範囲で行政監査の代替にしたい。
→監査については、最終責任は行政が負うべきである。（浦野委員長）

会員法人の皆様
本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）